

○浪江町下水道排水設備指定工事店に関する規則

(平成6年11月21日規則第32号)

改正 平成10年3月31日規則第14号 平成12年3月31日規則第9号
平成16年3月25日規則第8号 平成24年3月31日規則第4号
平成24年6月25日規則第13号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、浪江町下水道条例(平成2年浪江町条例第21号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、浪江町下水道排水設備指定工事店に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項に規定する排水設備(屋内の排水管、これに固着する洗面機及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。)の工事(新・増設、改築及び撤去の各工事を含む。)をいう。
- (2) 下水道排水設備指定工事店 条例第6条の規定に基づき、排水設備工事の施工ができるものとして、町長が指定した工事業者(以下「指定工事店」という。)をいう。
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者 公益財団法人福島県下水道公社(以下「公社」という。)によって下水道排水設備工事責任技術者としての登録を受けている者(以下「責任技術者」という。)をいう。

第2章 指定工事店

(指定工事店の指定)

第3条 条例第6条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、町長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、経営内容その他について、指定工事店として不適当であると町長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による管工事業の指定を受けていること。
- (2) 県内に営業所があること。
- (3) 専属の責任技術者1名以上を常置していること。
- (4) 工事の施工に必要な設備及び機器を備え、かつ、下水道配管従事者を常置していること。

(指定の欠格条項)

第4条 次の各号の一に該当する工事業者は、指定工事店の指定を受けることができない。

- (1) 工事業者(法人にあっては代表者)が、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない場合
 - (2) 指定工事店が、第13条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合
- 2 前項第2号の規定に該当する場合で当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店

の指定を受けることができない。

(指定の申請)

第5条 指定工事店の指定を受けようとする者は、毎年2月末日までに第1号様式による申請書等を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 個人の場合は、住民票、経歴書及び前条第1項第1号に該当しないことを証する書類
 - (2) 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類
 - (3) 専属する責任技術者名簿(第2号様式)及び雇用関係を証する書類
 - (4) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証(責任技術者であることにつき公社から交付を受けたものをいう。以下「責任技術者証」という。)の写し
 - (5) 下水道配管従事者名簿(第3号様式)及び雇用関係を証する書類
 - (6) 建設業法第3条の規定による管工事業の許可を受けている旨の書類の写し
 - (7) 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類

3 町長は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

第6条 削除

(指定工事店証)

第7条 町長は、指定工事店としての指定を行った業者に対し、下水道排水設備指定工事店証(第4号様式。以下「指定工事店証」という。)を交付する。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所等の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに第7号様式による申請書を町長に提出して再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、第14条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に指定工事店証を返納しなければならない。また、第13条第2項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。

第8条 削除

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第9条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規則並びにこの規則その他町長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

- 2 指定工事店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
 - (2) 工事は適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他必要事項を明確に示さなければならない。
 - (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
 - (5) 工事は、条例第5条に規定する排水設備工事の計画にかかる町長の確認を受

けたものでなければ着手してはならない。

(6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工をしてはならない。

(7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰するべき理由によるものでない限り、無償で修理しなければならない。

(指定の有効期間)

第10条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。

ただし、指定工事店として、新たに指定された場合に限り、指定の日の属する年度の翌々年度の末日までを指定の有効期間とする。

2 町長は、特別の理由があるときは、前項に定める期間を短縮することができる。

(指定の更新)

第11条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定期間満了の日の前30日までに第1号様式による申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(指定要件、欠格条項、異動等に関する事項の届出義務)

第12条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、第4条第1項第1号の欠格条項に該当することとなったとき、又は指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに第8号様式による辞退届を町長に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに第9号様式による異動届を町長に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 住居表示、電話番号に変更があったとき。
- (7) 代表者の住所に異動があったとき。

(指定の取消、又は一時停止)

第13条 町長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 町長は、指定工事店が次の各号の一つに該当するときは、指定を取り消し、又は12月を越えない範囲において指定の効力を停止することができる。

- (1) 条例又はこの規則等に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が指定工事店として不適当と認めたとき。

(責任技術者の責務)

第13条の2 責任技術者は、下水道に関する法令、条例及び規則その他町長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならぬ。

- 2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、町職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならぬ。

第3章 公示

(公示)

第14条 町長は、指定工事店に関し次の各号に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取消し、又は一時停止したとき。
- (3) 指定工事店の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。
- (4) 第12条第2項第2号、第3号及び第4号の届出を受理したとき。

第4章 委任

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。
- 2 浪江町下水道工事指定業者規則(平成3年浪江町規則第11号、以下「旧規則」という。)は、廃止する。
(工事指定業者に関する経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第3条の規定に基づき指定されている工事指定業者は、この規則により指定された工事指定業者とみなし、その有効期間は第10条の規定にかかわらず旧規則により指定を受けた日から3年とする。
(責任技術者に関する経過措置)
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第22条の規定に基づき登録を受けている責任技術者は、この規則により登録を受けた責任技術者とみなし、その有効期間は第20条の規定にかかわらず旧規則により登録を受けた日から3年とする。

附 則(平成10年3月31日規則第14号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の浪江町下水道排水設備工事指定業者に関する規則第14条の規定に基づき責任技術者として登録を受けている者は、その登録の有効期間に限り、改正後の浪江町下水道排水設備工事指定業者に関する規則第2条第3号の責任技術者とみなす。

附 則(平成12年3月31日規則第9号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の浪江町下水道排水設備工事指定業者に関する規則(平成6年浪江町規則第32号)の規定に基づいて交付された工事指定業者証は、この規則の相当規定に基づいて交付された指定工事店証とみなす。

附 則(平成16年3月25日規則第8号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている浪江町下水道排水設備指定工事店に関する規則第9号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成24年3月31日規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月25日規則第13号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

第1号様式(第5条、第10条関係)

指定工事店指定申請書(新規・継続)

[別紙参照]

第2号様式(第5条関係)

責任技術者名簿

[別紙参照]

第3号様式(第5条関係)

下水道配管従事者名簿

[別紙参照]

第4号様式(第7条関係)

下水道排水設備指定工事店証

[別紙参照]

第5号様式 削除

第6号様式 削除

第7号様式(第7条関係)

指定工事店証再交付申請書

[別紙参照]

第8号様式(第12条関係)

指定工事店指定辞退届

[別紙参照]

第9号様式(第12条関係)

指定工事店異動届

[別紙参照]